

令和3年度第3回宮城県特定家畜伝染病対策本部会議

日 時：令和3年12月25日（土）

午後7時から

場 所：特別会議室

次 第

1 開会

2 議題

(1) 豚熱の発生と対応について

3 閉会

<出席者>

| 役職 | 職 | 氏名 | 備考 |
|------|------------|-------|----------------------------------|
| 本部長 | 知事 | 村井 嘉浩 | |
| 副本部長 | 副知事 | 佐野 好昭 | |
| ” | 副知事 | 遠藤 信哉 | |
| 本部員 | 教育長 | 伊東 昭代 | |
| ” | 公営企業管理者 | 櫻井 雅之 | |
| ” | 総務部長 | 大森 克之 | |
| ” | 復興・危機管理部長 | 佐藤 達哉 | |
| ” | 企画部長 | 志賀 真幸 | (代理) デジタル政策 推進監兼副部長 小野寺 邦貢 |
| ” | 環境生活部長 | 鈴木 秀人 | |
| ” | 保健福祉部長 | 伊藤 哲也 | |
| ” | 経済商工観光部長 | 千葉 隆政 | |
| ” | 農政部長 | 宮川 耕一 | |
| ” | 水産林政部長 | 佐藤 靖 | |
| ” | 土木部長 | 佐藤 達也 | |
| ” | 会計管理者兼出納局長 | 佐藤 靖彦 | |
| ” | 危機管理監 | 千葉 伸 | |
| ” | 警察本部長 | 猪原 誠司 | |

<事務局>

| 所属 | 職 | 氏名 | 備考 |
|-----------------|-----|-------|----|
| 農政部 農業政策室 | 室 長 | 常陸 孝一 | |
| 農政部 家畜防疫対策室長 | 室 長 | 齋藤 裕 | |

異常豚の届出を受けた際の報告

大河原家畜保健衛生所

- 1 届出受理年月日時間 令和3年12月24日(金)午前10時15分
- 2 届出者 丸森町内のA農場の管理獣医師
- 3 異常豚の所在 丸森町内A農場(2と同じ農場)
- 4 届出事項
飼養頭数 7,063頭(定期報告による)※令和3年2月1日時点
〔 繁殖818頭 雄105頭 育成67頭
子豚(3ヶ月未満)2,295頭 子豚(3~6ヶ月)3,778頭 〕
うち異常頭数 約60頭
- 5 おおまかな症状、病歴及び診療履歴等
咳、下痢、豚舎の端にかたまる、体温40~41℃
- 6 既に講じた措置
隔離及び移動制限をA農場に指示
- 7 その他関連事項
10月上旬生、生後約70日、12/9(木)豚熱ワクチン接種済み
- 8 届け出受理者 大河原家畜保健衛生所 職員
- 9 処置
(1) 通 報 大河原家畜保健衛生所長:午前10時15分
県畜産課:午前10時18分
(2) 現地調査 大河原家畜保健衛生所 出発時間:午後2時

以上

丸森町 A 農場 豚熱発生防疫対応経過 (想定)

【12月24日(金)】

- 10:15 管理獣医師から大河原家保あて異状豚の通報受理
約70日齢の豚約60頭に、咳嗽、下痢、端にかたまる、40～41度の発熱
当該豚は離乳舎内の1部屋に飼養され、豚熱ワクチンを12月9日に接種済
- 13:05 大河原合庁から農場へ立入出発。家保2名、NN部2名、役場1名。
- 14:03 農場到着、シャワーイン、立入開始
- 15:00 臨床症状(外貌、体温ほか)「豚熱の疑いあり」
- 16:40 解剖検査用豚(3頭)及び同居豚(7頭)血液検体の搬出
- 18:40 大河原家保血液検査 「白血球数減少」を確認
- 19:30 仙台家保に検体到着、解剖開始

【12月25日(土)】

- 3:00 仙台家保 遺伝子(PCR)検査結果判明 「遺伝子陽性」
- 7:20 仙台駅発 農研機構動物衛生研究部門(小平市)へ検体搬送
- 9:30 県庁内 特定家畜伝染病対策防疫対応連絡調整会議
- 10:00 農研機構動物衛生研究部門(小平市)へ検体搬入、精密検査開始
- 18:00 精密検査結果判明、牛豚等疾病小委員会への意見照会
- 19:00 患畜の判定、記者発表「患畜の確認」
令和3年度第3回宮城県特定家畜伝染病対策本部会議
防疫措置開始

以下、見込み

【12月30日 殺処分完了】

【12月31日 埋却完了】

【12月31日 農場の消毒完了】 【防疫措置完了】

1 発生農場の概要

農場名 A農場

所在地 丸森町

飼養頭数 合計 7,063 頭 (令和3年2月1日時点)

種雄豚：105 頭 子豚：2,295 頭 繁殖候補雌：67 頭
繁殖雌：818 頭 肥育豚：3,778 頭

2 疫学関連農場の概要

宮城県大崎市1農場

(なお、他県についても疫学関連農場あり)

3 発生状況確認検査

県内の全農場でワクチンを接種しているため、実施しない

4 動員

県職員，他県職員，農水省職員，市町職員，建設業協会員

5 殺処分頭数

発生農場 約 7,000 頭

6 埋却場所

発生農場近隣地

7 移動制限等

県内養豚場では、ワクチンを接種しているため、周辺農場の移動制限(3km圏内)と搬出制限(3~10km圏内)は設定しない。

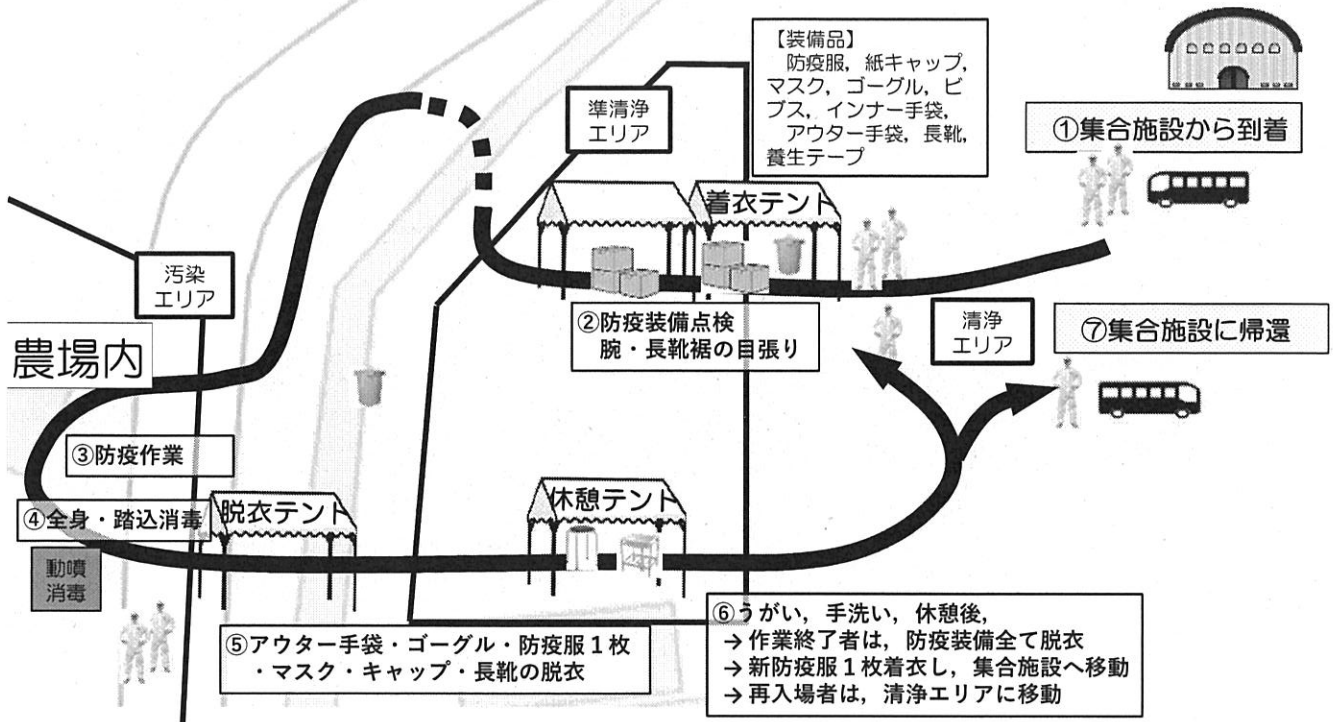
8 消毒ポイント

発生農場の近縁に1か所設置予定(欠入コミュニティセンター)。

9 防疫措置支援センター

丸森町まちづくりセンター(丸森町鳥屋120)

○農場仮設テント配置図・作業動線（拡大）



繁殖豚・肥育豚の殺処分〔電気と畜装置：イメージ図〕

